巻頭言

スズキ思想差別裁判最高裁上告棄却、不当決定の抗議をする。

スズキ思想差別裁判支援共闘会議議長　吉野雄二
（県評議長・静岡県労働研究所副理事長）

3 月 6 日最高裁は、スズキ思想差別裁判の上告を棄却する不当な決定を下しました。3 月 20 日(春分の日)、スズキ本社前の宣伝行動を行い、「スズキ思想裁判最高裁上告棄却、不当決定に抗議・報告集会」を 79 名の参加で行いました。

裁判は上告してから 1 年が経過し、現在労働裁判では国労第 2 次訴訟での東京地裁判決(3 月 13 日)や NTT 松山地裁判決(2 月２０日)などあまりにも企業よりの判決が相つぎ、スズキ思想差別裁判はこうした司法の反動化を正すたたかいでもありましたが残念な結果となりました。

振り返ってみますと、この裁判はスズキ自動車本社のある浜松市で働く原告らが賃金や労働条件の改善に熱心に取り組むとともに、労基署への申告で、「有休取得の改善」や「サービス残業代の支払い」を実現させました。ところがスズキはこうした原告らの影響拡大を恐れ、見せしめに 30 年以上にわたり、賃金や仕事の差別を行ってきました。こうした憲法違反の是正を求めて、7 人が静岡地裁に提訴し、2005 年に地裁は会社の差別意志を認め、著しい賃金格差は差別によるものであるとして原告勝訴の判決を出しました。

しかし、その後 2006 年、東京高裁は企業の主張だけを採用し、会社の差別意思の一つとして地裁が認定した、①原告らのビラ配布に対する妨害行為を「会社の施設管理権が公道まで及ぶ」という判断を出し、②その他の差別意思についても、会社行為を証明する直接的な文書などはないこと。賃金格差が差別であるというなら、その証拠は原告側が示せ、と原告側には不可能な立証責任を負わせ、原告の請求を全面棄却する不当な判決を出しました。

原告側は直ちに最高裁に上告し、毎月争議団と支援共闘会議で駅頭チラシ配布やスズキ本社門前でチラシ配布をおこなってきました。9 月 24 日の第 4 回「スズキ総行動」では 67 団体 300 名の参加で成功させ、今年 2 月 27 日の争議団総行動や、最高裁門前での出勤時にビラ配布を 16 回、最高裁の上席書記官への要請行動を 12 回行うなど「最高裁は審理を行い公正な判決を」と奮闘してきました。

労基署から立ち入り調査を何度受けてもサービス残業を繰り返すスズキ、酸欠で気分が悪くなるほど詰め込んだ環境が悪い職場で仕事をさせるスズキ、決められた昼食時間を生産優先で突然変えてしまうなどルール違反のデパートとも言えるスズキ。こうした職場で改善を訴える労働者を、見せしめ的に公然と

差別しているスズキ。また、浜松市行政改革審議会の会長として、地方公務員の賃金・労働条件を切り下げ、行政に介入を強めるスズキの鈴木修会長の言動は、市役所職員だけでなく、市民にもやりすぎとヒンシュクをかっています。

今回の最高裁決定は差別を受けている労働者を救済するのではなく、違法な差別を行っている企業の肩を持つというとんでもないものです。法の番人としての自覚も役割も放棄した、最高裁のスズキ思想差別裁判への不当な上告棄却に対し、私たち支援共闘会議は強く抗議します。みなさんのこれまでのスズキ思想差別裁判へのご支援に心から感謝するとともに、今後もスズキの職場からあらゆる差別をなくす運動やスズキの鈴木修会長の横暴を市民的に包囲する運動への引き続きのご支援をお願いします。